

38201

愛媛県

松山市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容																												
松山市企業立地促進 条例	H13.10	対象産業あり 【1】立地用資産の取得と雇用を伴う場合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>投下固定 資産総額</th> <th>新規雇 用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大企業</td> <td>1 億円以 上</td> <td>5人 以上</td> </tr> <tr> <td>中小企業</td> <td>3,000 万 円 以上</td> <td>2人 以上</td> </tr> </tbody> </table> 【2】立地用資産の取得の場合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>投下固定資産総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大企業</td> <td>3億円以上</td> </tr> <tr> <td>中小企業</td> <td>9,000 万円以上</td> </tr> </tbody> </table> 【3】事業所を賃借する場合 ・新規雇用者数5人以上		投下固定 資産総額	新規雇 用者数	大企業	1 億円以 上	5人 以上	中小企業	3,000 万 円 以上	2人 以上		投下固定資産総額	大企業	3億円以上	中小企業	9,000 万円以上	企業立地促進奨励金 【1】【2】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>市が評価した固定資 産総額への補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市外企業の 新設</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>市内企業の 増設・移設</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> ※本社機能を有する場合加算あり ・限度額5億円 ・10年間分割払 【3】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>土地・建物賃借料へ の補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市外企業の 新設</td> <td>新規雇用 10 人以上 の場合 1/4</td> </tr> <tr> <td>新規雇用5人以上の 場合 1/6</td> </tr> <tr> <td>市内企業の 増設・移設</td> <td>1/6</td> </tr> </tbody> </table> ※本社機能を有する場合加算あり ・対象期間 10 年間 ・限度額1億円 移住奨励金 【1】【3】 ・市内に住民票を移した正社員の転勤者に 対して1人当たり 25 万円 ・対象期間1年間 雇用促進奨励金 【1】【3】		市が評価した固定資 産総額への補助率	市外企業の 新設	8%	市内企業の 増設・移設	5%		土地・建物賃借料へ の補助率	市外企業の 新設	新規雇用 10 人以上 の場合 1/4	新規雇用5人以上の 場合 1/6	市内企業の 増設・移設	1/6
			投下固定 資産総額	新規雇 用者数																											
	大企業		1 億円以 上	5人 以上																											
	中小企業		3,000 万 円 以上	2人 以上																											
			投下固定資産総額																												
	大企業		3億円以上																												
	中小企業		9,000 万円以上																												
			市が評価した固定資 産総額への補助率																												
	市外企業の 新設		8%																												
	市内企業の 増設・移設		5%																												
	土地・建物賃借料へ の補助率																														
市外企業の 新設	新規雇用 10 人以上 の場合 1/4																														
	新規雇用5人以上の 場合 1/6																														
市内企業の 増設・移設	1/6																														

			<table border="1"> <tr> <td></td> <td>万円/人</td> </tr> <tr> <td>正社員</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>地域限定正社員</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>契約社員</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>女性または高齢者への加算</td> <td>5</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・対象期間1年間 【1】市外企業の新設は5年間 【3】市外企業の新設で新規雇用者が10名以上は5年間 ・限度額は移住奨励金と合わせて1億円 <p>新規事業促進奨励金</p> <p>【1】【3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が評価した固定資産総額×0.7% ・対象期間1年間 ・限度額5,000万円 <p>環境保全奨励金</p> <p>【1】【2】【3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水リサイクル浄化施設等の環境保全事業の実施に要した費用の1/2 ・対象期間1年間 ・限度額5,000万円 <p>子育て支援企業奨励金</p> <p>【1】【2】【3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所または託児所利用料について企業が拠出する額の1/2 ・対象期間3年間 ・限度額500万円 		万円/人	正社員	55	地域限定正社員	45	契約社員	30	女性または高齢者への加算	5
	万円/人												
正社員	55												
地域限定正社員	45												
契約社員	30												
女性または高齢者への加算	5												
松山市情報通信関連企業立地促進要綱	H14.12 H22.7 H24.3 H29.3 改正	市内で情報通信関連事業を行う 【1】コールセンター 【2】データセンター 【3】事務センター ○専用通信回線等を利用して集約的	①通信設備等整備に係る工事費及び購入費の1/6の額 ②オフィス、通信機器等の賃借料の1/6の額 ③専用通信回線利用料の1/6の額										

		<p>に業務を行うこと</p> <p>○操業開始時に新規雇用者が20人以上であること</p>	<p>※①②③新規雇用者のうち半数以上の者が正社員又は地域限定正社員の場合は1/4</p> <p>④社員、研修生等の教育に係る費用の1/2の額</p> <p>⑤雇用促進奨励金(万円/人)</p> <table border="1" data-bbox="992 479 1406 775"> <thead> <tr> <th></th> <th>【1】【2】</th> <th>【3】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正社員</td> <td>40</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>地域限定正社員</td> <td>35</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>契約社員</td> <td>30</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>女性又は高齢者 加算</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>期間</p> <p>①②③10年間</p> <p>④⑤3年(新規雇用者のうち半数以上が正社員又は地域限定正社員の場合は5年)</p> <p>限度額</p> <p>①～④は合わせて8,000万円(新雇用者が100人に満たない場合は新規雇用者数に80万円を乗じて得た額)</p> <p>⑤移住奨励金も合わせて【1】【2】は3億円、【3】は4億5千万円)</p> <p>移住奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住民票を移した正社員の転勤者に1人当たり25万円 ・対象期間1年間 <p>子育て支援企業奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所または託児所利用料について企業が拠出する額の1/2 ・対象期間3年間 ・限度額500万円 		【1】【2】	【3】	正社員	40	55	地域限定正社員	35	50	契約社員	30	45	女性又は高齢者 加算	5	5
	【1】【2】	【3】																
正社員	40	55																
地域限定正社員	35	50																
契約社員	30	45																
女性又は高齢者 加算	5	5																

38202

愛媛県

今治市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
今治市企業立 地促進条例	H18.4	○指定区域(今治新都市区域)	奨励金
	H20.4 改正	(1)企業立地促進奨励金 【新設、指定区域外からの増設】	○指定区域(今治新都市区域)
	H21.4 改正	・投下固定資産総額 1億円(中小企業は 3,000万円)以上	(1)企業立地促進奨励金 【新設、指定区域外からの増設】
	H23.10 改正	【上記を除く増設・移転】 ・投下固定資産総額 2億円(中小企業は	・立地に伴う固定資産税の収納額に相当す る額 ・期間 5年間 (ただし、投下固定資産総額 50億円以上 の場合は7年間)
H25.12 改正	5,000万円)以上 ・新規雇用従業員 10人(中小企業は3人)以 上	【上記を除く増設・移転】 ・立地に伴う固定資産税の収納額に相当す る額 ・期間 3年間	
		(2)賃貸借型企業立地奨励金 ・新規雇用従業員 5人以上(短期間労働者 は2人で1人とみなす)	(2)賃貸借型企業立地奨励金 次の区分による金額の合計 (Ⅰ)賃借料に対する奨励金 ・交付額:賃貸オフィス等の月額賃借料に 2/3を乗じて得た額 ・限度額:1月当たり50万円(36ヶ月) (Ⅱ)開設費用に対する奨励金 ・交付額:改装費用、通信回線設置費用、機 器等の購入及び搬入費用等の事業所開 設に要する費用の合計額 ・限度額 500万円
		(3)雇用促進奨励金 ・(1)の奨励金または(2)の奨励金に該当する企 業が立地に伴い新規雇用従業員を雇用し たとき(2)の奨励金に該当する企業につい ては、短期間労働者も対象とする。ただし、 2人で1人とみなす)	(3)雇用促進奨励金 (Ⅰ)(1)の奨励金に該当する企業 ・交付額:新規雇用従業員1人につき50万円 以内の額 (Ⅱ)(2)の奨励金に該当する企業 ・交付額:新規雇用従業員1人につき30万円 以内の額
		(4)用地取得奨励金	(4)用地取得奨励金

	<ul style="list-style-type: none"> ・市または独立行政法人都市再生機構から直接用地を取得した企業が、自ら立地したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・交付額: 用地の取得価額の 10/100 以内の額 ・限度額 5億円
	<p>(5)大規模用地取得奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市または独立行政法人都市再生機構から直接用地を3ha 以上取得した企業が、自ら立地したとき 	<p>(5)大規模用地取得奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付額: 取得した用地の面積のうち次の区分ごとの額の合計額 (Ⅰ) 3ha までの部分 ・当該部分に相当する用地の取得価格の 10/100 以内の額 (Ⅱ) 3ha を超え5ha までの部分 ・当該部分に相当する用地の取得価格の 20/100 以内の額 (Ⅲ) 5ha を超える部分 ・当該部分に相当する用地の取得価格の 30/100 以内の額
	<p>(6)設備投資奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者が行う設備更新に係る投資が 2,000 万円以上するとき 	<p>(6)設備投資奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備更新に伴う固定資産税の収納額に相当する額 ・限度額 各年度 1,000 万円 ・期間 3年間
	<p>(7)低炭素型事業促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素型事業の展開に伴う企業の立地を行い、新規雇用従業員が5人(中小企業者は2人)以上するとき 	<p>(7)低炭素型事業促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付額: 立地に伴う固定資産税の収納額に相当する額 ・限度額 1億円
	<p>※対象業種</p> <p>(1)、(3)、(5)、(6)、(7)の奨励金: 製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、医療・福祉の全て。さらに情報通信業、運輸・郵便業、卸売・小売業、教育・学習支援業、学術研究・専門技術サービス業のそれぞれ一部</p> <p>(2)の奨励金: 情報通信業、学術研究・専門技術サービス業のそれぞれ一部</p> <p>(4)の奨励金: 業種は問わない</p>	
	<p>○指定区域外(指定区域を除く全域)</p> <p>(1)企業立地促進奨励金</p> <p>【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産総額 1億円(中小企業は5,000 万円)以上 <p>【増設・移転】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産総額 3億円(中小企業は1億円)以上 	<p>奨励金</p> <p>○指定区域外</p> <p>(1)企業立地促進奨励金</p> <p>【新設、増設、移転】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地に伴う固定資産税の収納額に相当する額 ・限度額 各年度 5,000 万円 ・期間 3年間

		<ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用従業員 20 人(中小企業は5人)以上 	
		<p>(2)貸借型企業立地奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用従業員5人以上(短期間労働者は2人で1人とみなす) 	<p>(2)貸借型企業立地奨励金</p> <p>次の区分による金額の合計</p> <p>(Ⅰ)賃借料に対する奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付額: 賃貸オフィス等の月額賃借料に2/3を乗じて得た額 ・限度額: 1月当たり 50 万円(36 ヶ月) <p>(Ⅱ)開設費用に対する奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付額: 改装費用、通信回線設置費用、機器等の購入及び搬入費用等の事業所開設に要する費用の合計額 ・限度額 500 万円
		<p>(3)雇用促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)の奨励金または(2)の奨励金に該当する企業が立地に伴い新規雇用従業員を雇用したとき((2)の奨励金に該当する企業については、短期間労働者も対象とする。ただし、2人で1人とみなす) 	<p>(3)雇用促進奨励金</p> <p>(Ⅰ)(1)の奨励金に該当する企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付額: 新規雇用従業員1人につき 50 万円以内の額 ・限度額 1 億円 <p>(Ⅱ)(2)の奨励金に該当する企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付額: 新規雇用従業員1人につき 30 万円以内の額 ・限度額 1 億円
		<p>(4)設備投資奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者が行う設備更新に係る投資が 2,000 万円以上のとき 	<p>(4)設備投資奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備更新に伴う固定資産税の収納額に相当する額 ・限度額 各年度 1,000 万円 ・期間 3年間
		<p>(5)低炭素型事業促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素型事業の展開に伴う企業の立地を行い、新規雇用従業員が5人(中小企業者は2人)以上のとき 	<p>(5)低炭素型事業促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付額: 立地に伴う固定資産税の収納額に相当する額 ・限度額 1 億円
		<p>※対象業種</p> <p>(1)、(3)、(4)、(5)の奨励金: 製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、卸売業の全て。さらに情報通信業の一部</p> <p>(2)の奨励金: 情報通信業、学術研究・専門技術サービス業のそれぞれ一部</p>	

38203

愛媛県

宇和島市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
宇和島市企業立 地促進条例	H27.4 H27.6 改正	○「製造業」、「道路貨物運送業」、「倉庫業」、「卸売業」、「宿泊業」に属する事業所 ○投下固定資産総額 3,000 万円以上 ○本市に住所を有する新規雇用従業員 3人以上	<企業立地促進奨励金> ○要 件:指定事業者が、企業の立地を行うこと。 ○交 付 額:指定事業者が本市に設置した事業所に係る固定資産税額に相当する額の2分の1以内の額 ○交付期間:5年度以内 ○限 度 額:総額3億円
			<工場等立地奨励金> ○要 件:指定事業者が、新設又は増設による工場等の立地をすること。 ○交 付 額:当該年度の投下固定資産額の 100 分の 10 以内(農林水産関連製造業(日本標準産業分類(統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類をいう。))に定める製造業のものうち、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業又は木材・木製品製造業のものをいう。))については、100 分の 20 以内)の額 ○交付期間:5年度以内 ○限 度 額:総額5億円
			<雇用促進奨励金> ○要 件:指定事業者が、本市に住所を有する新規雇用従業員を引き続き1年以上雇用すること。 ○交付額:新規雇用従業員で規則で定めるもの(2年度目以降は、前年度までに認定された雇用人数からの純増員数とする。)1人につき 50 万円 ○交付期間:5年度以内 ○限 度 額:総額 5,000 万円
		○「ソフトウェア業」、「その他の固定電気通信業」、「情報処理・提供サービス業」、「コールセンター業」等に属する事業所 ○本市内に住所を有する新規雇用従業員 10 人以上	<雇用促進奨励金> ○要 件:指定事業者が、本市に住所を有する新規雇用従業員を引き続き1年以上雇用すること。 ○交付額:新規雇用従業員で規則で定めるもの(2年度目以降は、前年度までに認定された雇用人数からの純増員数とする。)1人につき 50 万円

			<p>○交付期間:5年度以内</p> <p>○限 度 額:総額 5,000 万円</p> <p><情報通信関連企業奨励金></p> <p>○要 件:情報通信関連企業のうち雇用促進奨励金の要件を満たすこと。</p> <p>○交付額:事業所、通信機器等の賃貸料及び専用回線通信料の年額の6分の1以内に相当する額</p> <p>○交付期間:5年度以内</p> <p>○限 度 額:総額 5,000 万円</p>
宇和島市企業競争力強化支援事業	H29.12 H30.4 改正	○本市から工業用の用途による給水を受けている事業所	<p><宇和島市企業競争力強化支援事業補助金></p> <p>○要 件:工業用の用途による給水1契約当たりの1年間の総使用水量が 2,400 m³を超えていること。</p> <p>○交付額:①前年度6月請求分から申請年度5月請求分の使用水量のうち、各月の基本料金の使用水量を超過した分の合計が 10,000 m³以下の部分の超過使用水量 90 円/m³</p> <p>②前年度6月請求分から申請年度5月請求分の使用水量のうち、各月の基本料金の使用水量を超過した分の合計が 10,000 m³を超える部分の超過使用水量 180 円/m³</p> <p>○交付期間:毎年度</p> <p>○限 度 額:1事業所当たり 800 万円(年度単位)</p>
宇和島市指定事業者キックオフ奨励金	H29.12	○宇和島市企業立地促進条例による指定を受けた事業所	<p><宇和島市指定事業者キックオフ奨励金></p> <p>○要 件:工場等立地奨励金の対象となる工場を新設、又は増設すること。</p> <p>○交付額:①愛媛県企業立地促進要綱に定めるキックオフ奨励金の対象となる奨励対象経費の2分の1</p> <p>②工場等立地奨励金の対象となる工場の操業開始から1年経過した日までに使用した水道料金の基本料金及び加入金(消費税及び地方消費税は除く)の 10 分の 10</p> <p>○交付期間:申請書年度のみ</p> <p>○限 度 額:①、②の合計で 2,000 万円</p>

38204

愛媛県

八幡浜市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)				
新增設等	2,000	3	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
八幡浜市企業等誘致促進条例	H28.9	○投下固定資産額 2,000 万円以上 ○常時雇用従業員数 3人以上 ＊上記 2 要件にいずれにも該当すること	企業等立地促進奨励金 ○工場立地に係る土地の価額の 40/100 以内(限度額1億円) ○土地を除く投下固定資産額の 5/100 以内(限度額 5,000 万円) ＊上記のいずれかを選択
			雇用促進奨励金 ○操業開始から前後1年以内に市に住所を有する者を雇用し、1年以上雇用した従業員1人につき 30 万円以内 ○限度額 1,500 万円
八幡浜市情報通信関連企業誘致促進条例	H18.3	○市内においてコールセンター又はデータセンターを行うこと ○常用雇用者数 20 人以上	開業時奨励金 ○直接事業の用に供される投下固定資産の取得価額の合計額及び事業用資産の改造に要した額の 10/100 相当額 ○限度額 3,000 万円
			事業用資産奨励金 ○直接事業の用に供される事業用資産の適正な賃借料の年額 1/3 相当額及び専用回線、電話料金及びインターネット接続サービスの利用に係る、適正な賃借料の年額の 1/2 相当額 ○限度額 1,000 万円/年(5年以内)
			雇用促進奨励金 ○新規市内雇用者の数に 30 万円を乗

			じて得た額 ○限度額 5,000 万円(3年以内)
--	--	--	------------------------------

38205

愛媛県

新居浜市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
JR新居浜駅前(坂井町二丁目 1383～1389 番)において取得し、新築し、又は増築した固定資産(家屋に限る。)であって、指定事業者が所有し、かつ、指定に係る事業の用に供するもの		課税免除	固定資産税	3年間 (家屋のみ)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
新居浜市企業立地促進条例	H14.4 制定 H20.3 改正 H21.3 改正 H23.3 改正 H26.3 改正 H29.3 改正 R2.3 改正	① 製造業、電気・ガス・熱供給・水道業は、投下固定資産総額が5億円以上 ② ①以外の業種は、投下固定資産総額が3億円以上 ③ 中小企業者については、投下固定資産総額が 3,000 万円以上 ④ 情報サービス業については、投下固定資産総額の要件を満たさない場合は新規雇用従業員及び配置換従業員合計数が3人以上でも可	企業立地促進奨励金 (1)企業の立地に伴う新規雇用従業員が 20 人(10 人)以上のとき取得した固定資産について市が評価した額の 5/100(10/100)以内の額 (2)企業の立地に伴う新規雇用従業員が 20 人(10 人)未満のとき取得した固定資産について市が評価した額の 2.8/100(5.6/100)以内の額 ○限度額 5億円 ※()内は中小企業者の場合
		○市外からの新設または新たな事業展開に伴い増設、移転をしたとき	新規事業促進奨励金 ○市が評価した額×1.4/100 以内 ○限度額 1億円
		○企業立地に伴い新規市内雇用従業員及び配置換従業員を5人(中小企業者は2人)以上、操業開始後 1 年経過時まで雇用したとき	雇用促進奨励金 ○新規雇用従業員・家族配置換従業員数×50 万円以内 ○短時間・単身配置換従業員数×25 万円以内 ○限度額 5,000 万円
		○成長分野に関連する事業の展開に伴う企業の立地をしたとき(環境・エネルギー、先端部素材、医療・介護・健康及び情報通信)	成長分野促進奨励金 ○市が評価した額×2.8/100 以内 ○限度額 2億円

		○市内企業が受注した工事請負契約等の金額の総額が設備投資総額の 1/2 以上であるとき	市内企業活用奨励金 ○市内工事請負契約額等×2/100 以内 ○限度額 3,000 万円又は企業立地促進奨励金のいずれか低い額
		○企業の立地に伴う操業開始前1年から後3年の間に保育施設、体育施設、休憩施設、社員住宅等を設置したとき	労働環境整備奨励金 ○市が評価した額×1.4/100 以内 ○限度額 1,000 万円
		(1)市が造成した用地を市から直接取得し、企業の立地をしたとき (2)市の事業用借地に立地する企業が当該用地を市から取得したとき (3) 工業専用地域、工業地域、準工業地域、特定用途制限地域のうち産業居住地区の用地を取得したとき	用地取得奨励金 (1)企業の立地に係る土地の取得価格の 30/100 以内の額 (2)土地の取得価格の 10/100 以内の額 (3)面積 1,000 ㎡以上の土地であり、市が評価した額の 30/100 以内の額 ○限度額 3億円
		○情報サービス業、インターネット附随サービス業を営む企業の立地をしたとき	情報サービス業等奨励金 ○土地・家屋賃借料(最大 36 月分)、事務所改装費、情報通信関連機器設置費の合計額×50/100 以内 ○限度額 3,000 万円
新居浜市中小企業振興条例	S59.10 制定 適用期間 H23.4～	○中小企業者が家屋固定資産評価額 500 万円以上の事業所を設置したとき	事業所設置事業補助金 ○固定資産税課税標準額の 2.8/100 以内 ○限度額 1,000 万円
	H26.3 改正 H29.3 改正 R2.3 改正	○新規学卒者(高校や大学等を卒業後、初めて雇用された方)や UIJ ターン者(市外に 1 年以上居住し、本市に転入した方)を新たに常時雇用する従業員として、1 年以上雇用したとき。	雇用促進事業補助金 ○従業員 1 名につき 20 万円 ○限度額 100 万円

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
西条市企業立 地促進条例	H17.3	(1)企業立地促進奨励金 ①対象業種 製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・ 通信業、卸売業、サービス業の一部(ソフトウ ェア業、情報処理サービス業等) ②新規雇用従業員5人以上(中小企業の場合、 2人以上) ③投下固定資産総額が1億円以上(中小企業 の場合、3,000万円以上)	奨励金 (1)企業立地促進奨励金 ①指定事業者が企業の立地をした場合 ○固定資産税の収納額に相当する額とし、 交付の期間は5年間、5億円を限度とす る。 ②指定事業者が、企業の立地を行い、併 せて本社の機能を本市に移した場合 ○上記固定資産税の収納額に相当する額 に、法人市民税の収納額に相当する額 とし、交付の期間は5年間、5億円を限度 とする。
		(2)用地取得奨励金 ①企業立地促進奨励金の指定事業者が、市が 所有する用地を市から直接取得し、企業の立 地をしたとき	(2)用地取得奨励金 ①土地の取得価格の 10/100 以内の額と し、3億円を限度とする。
		②企業立地促進奨励金の指定事業者が、市以 外の者が所有する用地を取得し、企業の立 地をした場合	②土地に係る市の評価額の 100 分の 10 以 内の額とし、3億円を限度とする。
		(3)新規事業促進奨励金 企業立地促進奨励金の指定事業者が新設 又は新たな事業展開に伴う増設若しくは移転に よる企業の立地をした場合	(3)新規事業促進奨励金 投下固定資産総額について市が評価し た額の 0.7/100 以内の額とし、5,000 万円 を限度とする。
		(4)雇用促進奨励金 企業立地促進奨励金の指定事業者が、企業 の立地に伴い新規雇用従業員を5人(中小企業 にあつては2人)以上かつ引き続き1年以上雇用 した場合	(4)雇用促進奨励金 新規雇用従業員1人につき50万円以内 の額とし、5,000万円を限度とする。
		(5)情報通信関連企業奨励金 情報通信関連企業(コールセンター、データ センター)の指定事業者が、企業の立地に伴い	(5)情報通信関連企業奨励金 ①賃借料の年額の 1/3 に相当する額及び 専用回線通信料の年額の 1/2 に相当す

		<p>新規雇用従業員を 20 人以上かつ引き続き1年以上雇用した場合</p>	<p>る額とし、交付期間は5年間、1億円を限度とする。</p> <p>②新規雇用従業員1人につき 50 万円以内の額とし、交付期間は3年間、5,000 万円を限度とする。</p>
		<p>(6)工業用水利用促進奨励金</p> <p>企業立地促進奨励金の指定事業者が、企業の立地に伴い、契約基本水量が日量 100 m³以上の契約を締結し、工業用水を使用した場合</p>	<p>(6)工業用水利用促進奨励金</p> <p>工業用水使用料の年額 1/2 に相当する額とし、交付期間は3年間、3,000 万円を限度とする。</p>
		<p>(7)設備投資促進奨励金</p> <p>①対象 中小企業者</p> <p>②設備投資の実施</p> <p>③投下固定資産総額が 2,000 万円以上</p>	<p>(7)設備投資促進奨励金</p> <p>指定事業者が設備投資を行った場合</p> <p>○固定資産税の収納額に相当する額とし、交付期間は3年間、2,000 万円を限度とする。</p>
		<p>(8)事業継続強化事業費奨励金</p> <p>事業継続計画(BCP)等を定め、これに基づく設備投資費用が1億円以上(中小企業の場合、3,000 万円以上)</p>	<p>(8)事業継続強化事業費奨励金</p> <p>事業継続強化事業費奨励金指定事業者(設備投資促進奨励金の適用を受けようとする企業を除く。)が、自ら定めた事業継続計画等に基づき浸水対策、液状化対策又は耐震補強の設備投資を行った場合</p> <p>○事業継続強化のために要した設備投資費用の 100 分の 10 に相当する額とし、5,000 万円を限度とする(BCP1件、1回限り)。</p>

38207

愛媛県

大洲市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大洲市企業立地促進条例	H21.12	① 投下固定資産総額 1 億円以上(中小企業は 3,000 万円以上)であること。	企業立地促進奨励金 ○各年度の固定資産税(土地に係るものを除き、増設にあつては拡張した部分に限る。)の収納額に相当する額5年間
		② 事業所を新設、又は増設する企業は、新規雇用従業員5人以上(中小企業は2人以上)であること。 事業所を移設する企業は、常時雇用従業員が 10 人以上であること。	雇用促進奨励金 ○本市に住所を有する新規雇用従業員を5人(中小企業にあつては2人以上)以上かつ継続して1年以上雇用したとき ○1人につき50万円(短時間・有期雇用労働者にあつては25万円)以内
		③ 公害を発生させ、又は発生させるおそれがないこと。	○限度額 5,000 万円 1年間 用地取得奨励金 土地を取得して立地する企業が、次の要件を満たし、取得後3年以内に操業を開始したとき(規則で定める場合を除く。) (1) 事業所の用地取得面積が3千平方メートル以上であること。 (2) 事業所の建築面積が 500 平方メートル以上であること。 (1)(2)のいずれも満たす新設又は増設は、事業所用地の取得費に 100 分の 10(市有地を取得した場合は 100 分の 20)を乗じて得た額とし、1億5千万円を限度とする。ただし、交付期間の各年度において均等に分割して交付する。 (1)及び(2)のいずれかを満たす新設若しくは増設又は交付要件のいずれも満たす移設は、用地取得費に 100 分の 5(市有地を取得した場合は 100 分の 10)を乗じて得た額とし、1 億円を限度とする。ただし、交付期間の各年度において均等に分割して交付する。
			5年間

		<p>事業用資産賃借奨励金</p> <p>土地又は建物を賃借して立地する企業が、次の要件を満たし、操業を開始したとき(規則で定める場合を除く。)</p> <p>(1) 賃借した土地の面積が3千平方メートル以上であること。</p> <p>(2) 賃借した建物の建築面積が 500 平方メートル以上であること。</p> <p>(1)(2)のいずれも満たす新設又は増設は、土地及び建物の賃借料の年額に 100 分の 10 を乗じて得た額とし、5年間に於いて 1 億円を限度とする。</p> <p>(1)及び(2)のいずれかを満たす新設若しくは増設又は交付要件のいずれも満たす移設は、土地及び建物の賃借料の年額に 100 分の5を乗じて得た額とし、5年間に於いて5千万円を限度とする。</p>	
		<p>※情報系企業については、</p> <p>① 新規雇用従業員 10 人以上</p> <p>② 公害を発生させ、又は発生させるおそれがないこと。</p>	<p>雇用促進奨励金</p> <p>○本市に住所を有する新規雇用従業員を5人(中小企業にあつては 2 人以上)以上かつ継続して 1 年以上雇用したとき</p> <p>○1人につき 50 万円(短時間・有期雇用労働者にあつては 25 万円)以内</p> <p>○限度額 5,000 万円 3年間</p>
			<p>事業用資産賃借奨励金</p> <p>土地、建物等を賃借して立地する企業が、操業を開始したとき(規則で定める場合を除く。)</p> <p>土地、建物、通信機器等の賃借料及び専用回線通信料の年額に3分の1を乗じて得た額とし、3年間に於いて5千万円を限度とする。</p>

38210

愛媛県

伊予市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
伊予市企業誘致 促進条例	H17.4	○立地から5年以内の操業開始	奨励金 (1)企業立地促進奨励金 ①本市又は愛媛県から用地を直接取得し、 立地した場合 ◆新設・移設の場合 固定資産税の収納額に相当する額の 100/100を5年間 ◆増設の場合 固定資産税の収納額に相当する額の 50/100を5年間 ②その他の場合 ◆新設・移設の場合 初年度は固定資産税の収納額に相当す る額の100/100、第2年度は90/100、第3 年度は80/100 ◆増設の場合 初年度は固定資産税の収納額に相当す る額の50/100、第2年度は40/100、第3年 度は30/100 ③限度額:総額3億円
	H21.3 改正	○新規雇用従業員(市内に居住)数 新設 5名以上 増設・移設 3名以上	
	H23.12 改正	○固定資産評価額 5,000万円以上	
	H27.4 改正		(2)雇用促進奨励金 ○新規雇用従業員を引き続き1年以上雇用 した場合、新規雇用従業員1人につき 50 万円以下の額 ○限度額:1事業所 5,000万円
			(3)用地取得奨励金 ○指定事業者が、本市又は愛媛県の所有す る用地を本市又は愛媛県から直接取得 し、企業立地したとき。 ○用地取得価格に10/100を乗じて得た額以 内の額 ○限度額:1億円

38213

愛媛県

四国中央市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
四国中央市企業立 地促進条例	H17.10 H21.4 改正	投資要件 ○大企業 ・投下固定資産 2億円以上 (製造業、電気、・ガス・熱供給・水道業以 外の企業は1億円以上) ・新規雇用 5人以上 ○中小企業 ・投下固定資産 3,000 万円以上 ・新規雇用 2人以上 対象資産 ・企業立地に際して投下した土地、建物、 償却資産	企業立地促進奨励金 ○新規雇用従業員数により1年間から5年 間の固定資産税額相当額を交付 ○限度額 1億円
			新規事業促進奨励金 ○新規雇用従業員数により1年間から2年 間の固定資産税額相当額を交付 ○限度額 5,000 万円
			雇用促進奨励金 ○新規雇用従業員×50 万円 ○限度額 5,000 万円
			拠点営業所立地促進奨励金 ○新規雇用従業員数により1年間から2年 間の固定資産税額相当額を交付 ○限度額 5,000 万円
			※奨励金は各奨励金の交付要件を満たせ ば重複交付できる

38214

愛媛県

西予市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
新規設、移転	3,000	課税免除	固定資産税 (総額2億円以 内)	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
西予市企業誘致条 例	H25.4	<p>助成対象産業のいずれかに該当し、助成の要件のすべてを満たすもので、企業が事業所を新設し、増設し、又は移設し、これにより事業を営む法人又は個人</p> <p>○対象産業</p> <p>1 製造業</p> <p>2 電気・ガス・熱供給・水道業</p> <p>3 運輸業</p> <p>4 卸売業</p> <p>5 宿泊業(旅館、ホテル)</p> <p>6 サービス業(学術、開発研究機関)</p> <p>○要件</p> <p>①投下固定資産額 3,000 万円以上</p> <p>②新規市内常用雇用従業員 3名以上 (注:雇用従業員は雇用保険法第4条1項に規定する被保険者である事)</p> <p>③生活環境保全の確保</p>	<p>雇用促進奨励金</p> <p>○市内に住所を有する(市内に住所を有することとなったものを含む)新規常用雇用従業員を1年以上雇用したときに交付</p> <p>○人数1人当り 50 万円</p> <p>ただし、短時間労働者は1人当り 25 万円2年目以降は純増員に対してのみ交付</p> <p>○限度額 総額1億円以内</p> <p>○期間 5年以内</p>
			<p>企業立地促進奨励金</p> <p>○工場建設等に伴う投下固定資産評価額の10/100以内の額を交付(ただし、農林水産関連製造業【日本標準産業分類による製造業の内、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業】の立地は20/100以内の額)</p> <p>○1 指定事業者当たり合計1億円(ただし、農林水産関連製造業【日本標準産業分類による製造業の内、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業】の立地は2億円)</p> <p>○1回限り(3年間の分割交付可)</p>
			<p>ランニングコスト奨励金</p> <p>○指定事業者の内、日本標準産業分類によ</p>

			<p>る製造業のみ</p> <p>○操業を継続するにあたり、事業安定化に資すると認められる電気、水道、ガスなどの公共サービス代金等に係る経費の50/100以内の額を交付</p> <p>○1 指定事業者当たり1年につき400万円5年以内</p>
西予市情報通信関連企業誘致条例	H25.4	<p>助成対象事業者のいずれかに該当し、助成の要件のすべてを満たすもので、企業が事業所を新設し、増設し、又は移転し、これにより事業を営む法人又は個人</p> <p>○対象事業者</p> <p>1 情報通信業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コールセンター ・データセンター <p>○要件</p> <p>①市内において事業を行うこと</p> <p>②事業開始時、常用雇用従業員が15人以上</p> <p>(注:雇用従業員数は雇用保険法第4条1項に規定する被保険者である事)</p>	<p>開業準備奨励金</p> <p>○開業時に事務所の建設又は改造を行った場合に交付</p> <p>○要した額の30/100に相当する額</p> <p>○限度額総額 1,000万円以内</p> <p>○期間 1回限り</p>
			<p>事業用資産奨励金</p> <p>○直接事業の用に供される事務所の賃借料及び、通信回線の使用料に係わる額に対して交付</p> <p>○年額の1/3に相当する額</p> <p>○年度額 1,000万円以内/年</p> <p>○期間 5年以内</p>
			<p>雇用促進奨励金</p> <p>○市内に住所を有する(市内に住所を有することとなったものを含む)常用雇用従業員を雇用したときに交付</p> <p>○人数1人当たり 50万円</p> <p>ただし、短時間労働者は1人当たり25万円、2年目以降は純増員に対してのみ交付</p> <p>○限度額 総額1億円以内</p> <p>○期間 5年以内</p>

38215

愛媛県

東温市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
対象業種 製造業、電気、ガス、熱供給、水道業、情報通信業、運輸業、卸売業、学術研究開発機関、宿泊業、洗濯・浴場業、娯楽業		(土地、家屋、償却資産)		
新設 地域未来投資促進法に基づく企業立地 (投下固定資産総額 10,000)	—	課税免除	固定資産税	5年間 100/100
新設 地域未来投資促進法に基づかない企業立地 (投下固定資産総額 2,500)	—	課税免除		3年間 100/100
増設・移設 地域未来投資促進法に基づかない企業立地 (投下固定資産総額 2,500)	—	課税減免		第1年度 100/100 第2年度 70/100 第3年度 50/100

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
東温市企業立地促進条例に基づく雇用創出奨励金交付要綱	H29.4	【交付条件】 ○企業 ・新たに東温市内へ立地又は増設、移設する場合で、企業立地促進条例に規定する課税免除等の措置を受けることができる企業であること。 ・労働者名簿等の法定帳簿類を備え付け、市の要請により提出できること。 ・奨励金支給対象の労働者を、雇用した日から1年以内に事業主都合で解雇しないこと。 ○労働者 ・企業の操業日を基準として、6か月前から3か月後までの期間に、新たに雇用した者であること。 ・期間の定めのない労働契約によって雇用された、正規労働者であること。 ・雇用された日から奨励金申請までの間、継続して東温市内に居住している者であること。	【雇用創出奨励金】 正規労働者1人につき年間 30 万円(定額) ※6か月経過ごとに 15 万円を交付 ※1事業所当たり3人を限度 ※支給は1回のみ ※予算の範囲内

38356

愛媛県

上島町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業誘致促進条例	H26.4	対象業種 製造業、電気・ガス・熱供給・ 水道業、卸売業、情報通信業、 運輸業、医療・福祉、学術研究 等 ① 投下固定資産総額1億円以上 (中小企業にあつては、2,000 万円以上) ② 新規雇用従業員(町内)2名 以上 ③ その他町長が特に認める事業	○企業立地促進奨励措置 固定資産税の減免 (期間:3年以内) 用地取得及び建設費用総額×10%(限 度額:5,000万円) 上下水道料金×50%(限度額:総額 1,000万円、3年以内) ○環境保全施設等奨励金 環境保全施設、福利厚生施設及び 防災保安施設の設備に要する経費(限度 額:総額1,000万円、1年間) ○雇用促進奨励金 [1年以上雇用した場合] 30万円/人(限度額:3,000万円、3年間) ただし、短期間労働者(社会保険加入者 に限る)については15万円/人 また、2年目以降は、純増員に対しての み交付する。
		対象業種 コールセンター、データセンター ① 情報通信関連企業の指定事業者が 企業の立地をしたとき ② 新規雇用従業員(町内)2名 以上	○情報通信関連企業奨励金 事業所等賃借料及び通信回線使用料× 1/3(限度額:年間1,000万円、3年以内)

38386

愛媛県

久万高原町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
10000 万円超 (中小企業者の場合 3000 万円超)	新規町内雇用従業員5人以上 (中小企業者の場合2人以上)	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
久万高原町企業立 地促進条例	H30.9	投下固定資産総額が1億円以上 (中小企業者の場合 3,000 万円以上)新規 町内雇用従業員が5人以上 (中小企業者の場合2人以上)	●施設の建設・改修 総額の10分の1以内、上限1,000万円。
		町内の賃貸オフィス等で事業所を開設し、 新規町内雇用従業員が1人以上	●事業所賃借料 年額3分の1以内、交付期間3年以内、上 限300万円。 ●事務所開設に要する費用 3分の1以内、上限200万円。
		上記奨励措置の指定事業者が、新規町内 雇用従業員を引き続き1年以上雇用したとき	町内に住所を有する(町内に住所を有する こととなったものを含む)新規常用雇用従 業員を1年以上雇用したとき、1人につき 50万円。短時間労働者は1人につき25万 円。 交付期間5年以内。上限1500万円。 2年目以降は純増員に対してのみ交付。

38401

愛媛県

松前町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
松前町工場立地促進条例	S60.10 H20.3 一部 改正	(1)固定資産評価額 3,000 万円以上 (2)特定地域へ新設または増設するもの	工場等設置奨励金 ○当該工場等の新設又は増設部分に係る固定資産税額 ○限度額 2億円 ○固定資産税が賦課されることになった年度の翌年度から5年以内
		○雇用従業員(町内に住所を有している者に限る)新たに10人以上雇用し、雇用の日から引き続き1年以上雇用するもの	雇用促進奨励金 ○従業員1人につき40万円 ○限度額 5,000万円

384020

愛媛県

砥部町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
対象業種:先端素材関連産業、機械器具関連産業、医療関連産業、繊維関連産業及び情報サービス関連産業		(土地、家屋、構築物)		
新設・増設・移設 地域未来投資促進法に基づく企業立地 (投下固定資産総額 10,000、農業関連業種 5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間

38422

愛媛県

内子町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
内子町企業誘致条例	H24.9.21	1.対象業種 製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業・郵便業、卸売業、宿泊業、スポーツ施設提供業、情報通信関連企業 2.要件 ①投下固定資産額 3,000 万円以上 ②新規町内雇用者数 3 人以上	情報通信関連企業奨励金 ○事業所、通信機器等賃貸料、通信回線使用料の 1/3 以内の額 ○年間限度額 1,000 万円 ○5年以内
			雇用促進助成金 ○新たに町内から雇用した常用雇用者数×30 万円(短時間労働被保険者は1名につき 15 万円) ○限度額 5,000 万円 ○5年以内(2年目以降は純増員に対してのみ交付)

38442

愛媛県

伊方町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
伊方町企業誘致条例	H17.4	○工場又はリゾート施設を新設又は増設した企業 投下固定資産額 3千万円以上 常時従業員数 3人以上	企業誘致促進奨励金 ○固定資産税及び特別土地保有税の合計額の50%以内を営業開始の翌年4月1日から3年間、各年度毎
	H24.9 改正		雇用促進奨励金 ○1年以上雇用した従業員1人につき10万円以内 ○限度額 2,000万円

38484

愛媛県

松野町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
新增設 2,500	—	課税免除	固定資産税	3年間
3,000 万円以上	町内に住所を有する新規 常用従業員3人 以上	課税免除	固定資産税 総額1億円 以内	3年

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
松野町企業誘致促進条例	H25.3	<p>事業者の要件</p> <p>(1) 投下固定資産総額が 3,000 万円以上</p> <p>(2) 町内に住所を有する新規常用雇用従業員が3人以上</p> <p>(3) 製造業、運輸業(道路貨物運送業、倉庫業及びこん包業に限る。)、卸売業、宿泊業、情報通信業</p> <p>①雇用促進奨励措置 事業者が、企業の立地に伴い、本町内に住所を有する新規雇用従業員(純増員に限る。)3人以上を引き続き1年以上雇用したとき。</p> <p>②情報通信関連企業奨励金 情報通信関連企業の指定事業者が、企業の立地をしたとき。</p>	<p>事業者が、町内に住所を有する(企業に常用雇用者として新たに採用され、かつ引き続き雇用される松野町企業誘致促進条例 13 条の協定を締結した地方公共団体である宇和島市、鬼北町に住所を有する者を含む。)新規常用雇用従業員 3 人以上を1年以上雇用したときに、1人につき 50 万円とし、交付期間は5年以内、総額 5 千万円を限度とする。また、2年目以降は純増員に対してのみ交付する。</p> <p>事業所、通信機器等の賃貸料及び専用回線通信料の年額3分の1以内に相当する額とし、交付期間は3年以内、総額3千万円を限度とする。</p>

38488

愛媛県

鬼北町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円超)	従業員(人以上)			
新增設(1億円)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
鬼北町企業誘致促進条例	H22.6 H27.6 改正	事業者の要件 (1) 投下固定資産総額が3千万円以上 (2) 町内に住所を有する新規常用雇用従業員が3人以上 (3) 製造業、運輸業、卸売業、宿泊業、情報通信業等 ①雇用促進奨励措置 事業者が、企業の立地に伴い、本町内に住所を有する新規雇用従業員(純増員に限る。)を引き続き1年以上雇用したとき。 ②情報通信関連企業奨励措置 情報通信関連企業の事業者が、企業の立地をしたとき。	事業者が、町内に住所を有する(町内に住所を有することとなったものを含む。)新規常用雇用従業員を1年以上雇用したときに、1人につき50万円とし、交付期間は5年以内、総額5千万円を限度とする。また、2年目以降は純増員に対してのみ交付する。 町外の企業の立地(新設に限る)で、地域産業の振興及び地域経済の活性化に資すると町長が特別に認めたものについても適用する。 事業所、通信機器等の賃貸料及び専用回線通信料の年額の3分の1以内に相当する額とし、交付期間は3年以内、総額3千万円を限度とする。

38506

愛媛県

愛南町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
企業立地促進奨励措置 新増設 10,000 (中小企業者 2,000)	5 (中小企業者2)	課税減免 (総額2億円を限度)	固定資産税	5年以内
新規事業促進奨励措置 新増設 10,000 (中小企業者 2,000)	5 (中小企業者2)	課税減免 (税額の1/2以内、総額 1億円を限度)	固定資産税	5年以内
企業留置奨励措置 企業立地促進奨励措置の指定事業者が、その指定を受けるために町内に事業所を新設した日から起算して6年以上町内での事業を継続したとき	企業立地促進奨励措置(製造業に限る)の終了後、固定資産税が課せられた年度以降の当該固定資産税が対象	課税減免 (税額の1/2以内(5年目以内)、1/4以内(5年目以降)、総額2億円を限度)	固定資産税	無期限

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
愛南町企業立地促進条例	H18.3 H20.5 改正 H26.4 改正 H27.12 改正	企業立地促進奨励措置の指定事業者が企業の立地に伴い、新規雇用従業員を引き続き1年以上雇用したとき	奨励金 雇用促進奨励措置 ○新規雇用従業員6人目(中小企業者は3人目)から1人につき50万円以内 ○5年間 ○限度額 総額5,000万円
		情報通信関連企業が企業の立地に伴い、貸しビル等に事業所を開設し、新規雇用従業員を10人以上、引き続き1年以上雇用したとき	情報通信関連企業奨励措置 (1)貸しビル等の賃借料の1/3以内 ○3年間 ○限度額300万円 (2)新規雇用従業員1人につき50万円以内 ※短時間労働者は2人をもって1人とする ※2年目以降は純増員に限る ○3年間 ○限度額1,500万円